平成２９年（家）第２５４６号
本籍大阪府大阪市港区三先２丁目13番地、最後の住所大阪府大阪市港区南境川町２丁目１番地（現在大阪府大阪市港区岡元町１丁目１番３号）
不在者　谷口　文吉
昭和23年２月10日生
平成30年２月２日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２６６０号
本籍大阪府大阪市東住吉区針中野１丁目70番地、最後の住所大阪市東住吉区針中野１丁目７番９号
不在者　浅田　瑞生
昭和３年２月16日生
平成30年２月２日失踪宣告審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１２２号
本籍京都府福知山市字多保市233番地、最後の住所大阪府大阪市東住吉区矢田東浦町３番地の３
不在者　和田　保子
昭和33年７月23日生
平成30年２月２日失踪宣告審判確定
奈良家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第１１号
本籍大分県杵築市大字守江755番地、最後の住所本籍に同じ
不在者　松山　ツル
大正８年12月20日生
平成30年２月１日失踪宣告審判確定
大分家庭裁判所杵築支部裁判所書記官

失踪宣告取消

平成２９年（家）第６２号
本籍北海道空知郡中富良野町字中富良野基線北12号、住所北海道富良野市瑞穂町５―12
申立人（失踪者）　古屋野伸二
昭和57年11月６日生
平成30年２月２日失踪宣告取消審判確定
札幌家庭裁判所小樽支部裁判所書記官

平成２９年（家）第７８１５号
本籍秋田県由利本荘市新田字弐ノ台11番地、住所東京都品川区荏原７－１－５―404
申立人（失踪者）　佐々木一雄
昭和34年４月23日生
平成30年２月２日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所裁判所書記官

平成２９年（家）第２４４６号
本籍青森県上北郡野辺地町字前田15番地９、住所東京都八王子市左入町414―１　八王子荘
申立人（失踪者）　桑野　省吾
昭和31年１月５日生
平成30年２月１日失踪宣告取消審判確定
東京家庭裁判所立川支部裁判所書記官

平成２９年（家）第３６３２号
本籍香川県丸亀市前塩屋町１丁目153番地、住所大阪府枚方市堂山１丁目43―１
申立人（失踪者）　行成　功
昭和31年３月13日生
平成30年２月１日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

平成２９年（ヘ）第２号
次の申立人の申立てによって別紙目録表示の権利について公示催告をしたところ、定められた下記権利の届出の終期までに適法に権利の届出又は権利を争う旨の申述をする者がなかったので、前記権利は失権する。
奈良県天理市石上町465番地２
申立人　中川　法子
権利の届出の終期　平成30年１月22日
平成30年１月31日　奈良簡易裁判所
（別紙）　目　録
物件の表示
所在　奈良県天理市石上町
地番　547番２
地目　宅地
地積　132.23㎡
買戻特約の表示
甲区順位番号１付記１号
明治42年６月３日第777号
原因　明治42年６月３日特約
期間　明治52年６月２日迄
買戻権者　奈良県山辺郡丹波市町大字石上　仲田　善松
順位２番付記１号の登記を移記

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第２号
徳島県阿南市那賀川町今津浦喜来67番地４
債務者　有限会社アンディゴ
代表者代表取締役　高鶴　覚
１　決定年月日時　平成30年２月19日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大道　晋
４　破産債権の届出期間　平成30年３月22日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月４日午前11時
徳島地方裁判所阿南支部

平成３０年（フ）第３５号
神奈川県伊勢原市三ノ宮1083番地の２
債務者　株式会社やまと（旧商号有限会社やまと）
代表者代表取締役　庄司　歴人
１　決定年月日時　平成30年２月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　裕
４　破産債権の届出期間　平成30年３月30日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午前11時20分
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１５１号
福岡市博多区中洲中島町３番15号
債務者　弁護士法人北斗
代表者清算人　福島　康夫
１　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　三浦　邦俊
４　破産債権の届出期間　平成30年４月17日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月17日午後３時
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成３０年（フ）第３１号
福岡市博多区東平尾１丁目14番13―105号
債務者　羽野亜沙美
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平岡　芳隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年４月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７８号
福岡県糟屋郡宇美町宇美東１丁目13番20号、前住所熊本県八代市永碇町731番地２
債務者　税田　智和
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　友岡　泰明
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成30年４月５日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第２０７２号
福岡市中央区赤坂２丁目３番22号
債務者　岩永　修治
１　決定年月日時　平成30年２月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　埋田　昇平
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月20日午前11時30分
５　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第７２号
福岡市中央区大宮１丁目１番７―406号、前住所福岡市南区高宮３丁目19番24―306号
債務者　梅本　貴雄
１　決定年月日時　平成30年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　井手上治隆
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月27日午前10時
５　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成３０年（フ）第１２９号
福岡市博多区寿町２丁目２番21―302号、前住所福岡県糟屋郡宇美町大字井野592番地１　南里ハイツ６号
債務者　熊谷　直幸
１　決定年月日時　平成30年２月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　高井　弘達
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後２時
５　免責意見申述期間　平成30年４月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部